

中央区介護サービス事業所 様

中央区高齢者施策推進室長
北澤 千恵子

令和5年度 中央区介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業実施のご案内

日頃より、本区高齢者施策にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和5年11月8日付通知にてお知らせしておりますとおり、中央区では令和5年度も物価高騰対策として、中央区介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業を実施しております。

この度2回目（10月から3月分）についても申請の受け付けを開始いたしますので、本支援金の申請を希望する事業所におかれましては、下記のとおり手続きいただきますよう、お願いいたします。

記

1 送付書類

- (1) 中央区介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金 概要資料
- (2) 交付申請書（第1号様式）
- (3) 算出表（第2号様式から第4号様式）
- (4) (2) (3) の記入見本

2 提出いただく書類

- (1) 交付申請書（第1号様式）
 - (2) 算出表（第2号様式から第4号様式）
 - ※ 入所系は第2号様式をご提出ください。
 - ※ 通所系は第3号様式をご提出ください。
 - ※ 訪問系は第4号様式をご提出ください。
 - (3) サービス指定通知書または更新通知書の写し
 - ※ 運営開始日が指定日より後となる場合、運営開始日からの支給となります。
 - (4) 運営規定の写し
 - ※入所系、通所系のみ
 - (5) 自動車検査証
 - ※通所系で燃料費を申請する事業所のみ
 - (6) 口座振替依頼書
 - ※通帳の写し（名義、口座番号記載箇所）も添付してください。
- ※ (3)から(6)について、1回目の申請時に提出したもののから変更がなければ、2回目申請での添付を省略できます。

3 申請方法

下記担当課宛て郵送もしくは email

4 申請期限

令和6年2月29日（木）

令和6年3月中に東京都又は区から指定を受け運営を開始した事業所も対象となりますが、3月中の申請が必要となります。詳細は事前に担当までお問い合わせください。

5 その他

- (1) 東京都が実施する「介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業」及び「特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業」（以下、「都事業」という。）の対象となる経費は補助対象外となります。

（注1）都事業が対象外としている介護保険法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費の支給を受けていない入所者分の経費は対象となります。

（注2）訪問系事業所が本区に申請する場合は、都の燃料費補助事業に申請することはありません。

- (2) 区立施設の光熱費は対象外ですが、事業所が一部を負担している場合、その割合に応じ支払います。

- (3) 区ホームページに申請書等掲載しています。

数式の入った申請データが必要な場合は、下記問い合わせ先までメールで請求してください。

【 問い合わせ先 】

〒104-8404

中央区築地1-1-1

中央区福祉保健部介護保険課事業者支援給付係

電話：03（3546）5377

担当：川名

Mail：kaigo_02@city.chuo.lg.jp